

新型コロナウイルス感染症対策への意見書

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルスによる感染症は、急速に感染範囲を広げ、我が国をはじめ多くの国と地域において死者を含め多数の感染者が発生している。国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染防止や影響を受ける産業等への緊急対応などに取り組んできているが、いつ収束するか予測のつかないこの感染症に対する国民の不安感はますます増大し、経済への悪影響が懸念される。

特に過疎化の進んでいる新温泉町は、農林水産業や観光業が基幹産業であるが、すでに観光業においては宿泊施設、サービス提供施設のキャンセルが相次ぎ、営業活動の存続が危機的状況となっているほか、本町の特産品であるホタルイカ等の海産物や但馬牛の価格も下落するなど、それらが連鎖的に流通業、製造業にも影響し、産業全体に悪影響が及んでいる。住民の雇用や生活への不安が増大しており、この状態が続けば、住民生活の困窮が予想される。

また、地方では、慢性的な医師不足で医療体制も十分でなく、感染者が発生した場合の対応が困難であるため、住民は診療への不安を抱えている。

このような状況を鑑みると、国は、地方自治体・関係機関と緊密に連携して、国民の不安を解消するため、早急に感染拡大の防止策を講じるとともに、経済活動への影響を最小限に抑えるよう地域の実情に合わせて対策を講ずるべきである。

については、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 他国や研究機関、大学、民間企業、病院等と情報共有を図るとともに連携協力して、予防法及び治療法の確立を速やかに行うこと。
- 2 検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させ、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるようにすること。
- 3 地方の医療機関や高齢者施設に、不足する感染予防用品など安定的な供給を支援すること。
- 4 経営の存続が困難となった企業に対しては、経営を持続させるための補助金制度を創設するなどの経済対策を早急に行うこと。
- 5 地方自治体や医療機関が行う経済対策、福祉対策、教育対策、感染防止対策等に要する費用への十分な財政措置や適宜専門家の人材派遣を講じること。
- 6 さらに雇用調整助成金の拡充と失業者対策を講じること。
- 7 感染症が収束した後の企業活動の再開、再雇用や雇用の拡大、設備投資等における融資の拡大や支援を自治体と連携して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 高市 早苗 様
外務大臣 茂木 敏充 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
経済産業大臣 梶山 浩志 様
農林水産大臣 江藤 拓 様
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様
文部科学大臣 萩生田 光一 様
経済再生担当大臣 西村 康稔 様
内閣府特命担当大臣（新型コロナウイルス対策担当） 西村 康稔 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 中 井 勝